

西尾市福祉避難所設置・運営マニュアル

西 尾 市

令和7年12月改定版

目 次

第1章 はじめに

1	本マニュアルの目的	1
2	本マニュアルでの用語の定義	1
3	開設基準	1
4	開設期間	1
5	福祉避難室及び福祉避難所への受入れ対象	3
6	福祉避難所等に係る関係機関の役割分担	3
7	費用負担	4

第2章 災害時における取組み

1	開設フロー図	5
2	開設までの流れ	6
3	開設及び福祉避難所への移送	7
4	運営	8
5	統廃合及び閉鎖	9

第3章 平常時における取組み

1	福祉避難所の周知	10
2	資機材の確保	10
3	災害対応マニュアル等の整備及び防災訓練の実施	10

第4章 課題と取組み

1	人材の確保	11
2	特別養護老人ホームにおける緊急入所との関係	11
3	福祉避難所閉鎖に向けての対応	12
4	福祉避難所に直接避難してきた人への対応	12

資料編

- 資料1 福祉避難所一覧
- 資料2 要配慮者の特徴と配慮事項
- 資料3 スクリーニング指標例

第1章 はじめに

1 本マニュアルの目的

災害発生時に開設する指定避難所は出入り口やトイレに段差があり、障害や機能によっては移動が困難な場合があることや、多くの避難者と一緒に過ごすことは、特に認知症や精神障害、発達障害のある方には過度に心身への負担がかかる場合がある。

そのため、指定避難所に避難することになる高齢者、障害者等の要配慮者が集団生活を行う際に受け入れる避難所として、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、障害者支援施設、特別支援学校等の福祉施設と「福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」を締結し「福祉避難所」として指定している。

本マニュアルは、災害発生時に福祉避難所が円滑に開設・運営できるように、福祉避難所指定施設及び市が実施すべき取組みについて、具体的に示すことを目的とする。

なお、本マニュアルの内容は、逐次見直すものとする。

2 本マニュアルでの用語の定義

名称	定義
要配慮者	災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。 「その他特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等を想定。
福祉避難室	福祉避難所において対象者全てを収容することは困難であり、避難所生活の長期化等により、特別な配慮を要する方が増加することが想定されるため、指定避難所の中の福祉スペースとして設置するもの。
福祉避難所	要配慮者のうち、特に指定避難所では生活に支障をきたすなど特別な配慮が必要な方が避難する施設。必要に応じて開設される避難所。
指定避難所	市が指定している、小・中学校の体育館等の屋内施設で、原則発災時に避難する施設
避難所配置職員	発災後、指定避難所に直接向かう、あらかじめ決められた担当職員。原則、指定避難所の近隣在住者。
要配慮者支援班	健康福祉部福祉課及び長寿課職員により構成。
福祉避難所配置職員	災害対策本部から特別支援学校に対して、福祉避難所の開設要請があった際、開設運営を担当する職員。

3 福祉避難所の開設基準

○災害対策本部から開設要請があったとき。

※指定避難所に避難してきた要配慮者の人数、必要な支援の内容等により、福祉避難所の開設が必要と判断した場合。または、災害の規模等に応じて発災後直ちに福祉避難所の開設が必要と判断される場合。

4 福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づき、原則として災害発生の日から最大7日以内を開設期間とする。大規模災害のため、期間内での福祉避難所の閉鎖が困難な場合は、施設管理者と協議したうえで、必要最小限の期間を延長する。

5 福祉避難室及び福祉避難所への受入れ対象

(1) 福祉避難室

要配慮者のうち、介護度や障害の状態、配慮の種類等を考慮し、指定避難所内の福祉避難室などで生活できる程度の方（職員や自治会役員等によってスクリーニングを経て判断された方）。

また、福祉避難所が満室で入所できない方。

(2) 福祉避難所

要配慮者のうち、以下に該当する方。

- ・避難所生活において特別な配慮を要し、医療機関に入院するに至らない程度の方（避難所配置職員や自治会役員等によるスクリーニングを経て判断された方）。
- ・日頃から該当施設を利用しており、直接、福祉避難所へ避難することについて、施設の同意を得ている方

※入所する要配慮者1名に対し、原則介助者1名を入所可能とする。なお、医療的ケアが必要な方については、受入れ先の施設に医療的ケアを実施できるスタッフや資機材等が必要となるため、今後、福祉避難所における対応の検討に取り組む。

■対象となる方の状態と収容施設のイメージ

	軽度	中度	重度	対象
福祉避難室	○			比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方
福祉避難所		○		要介護・障害の程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方
緊急入所		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方（介護保険制度適用）
緊急入院		○	○	医療的な処置や治療が必要な方

6 福祉避難所等に係る関係機関の役割分担

関係機関の担当する業務は以下のとおりとする。

関係機関	担当業務
福祉避難所指定施設（福祉施設）	○福祉避難所の開設及び運営協力
災害対策本部 （事務局：危機管理課）	○福祉避難所の開設決定及び要請
要配慮者支援班 （健康福祉部 長寿課・福祉課）	○福祉避難所との連絡調整（市の窓口） ○福祉避難所の運営統括
避難所配置職員 （うち福祉避難所連絡員） （うち福祉避難室担当者）	○福祉避難所と災害対策本部との連絡役（実動担当） ○指定避難所に設置する「福祉避難室」設置運営補助
避難所運営委員会	○避難所運営 ○災害対策本部との連絡調整 ○要配慮者への支援

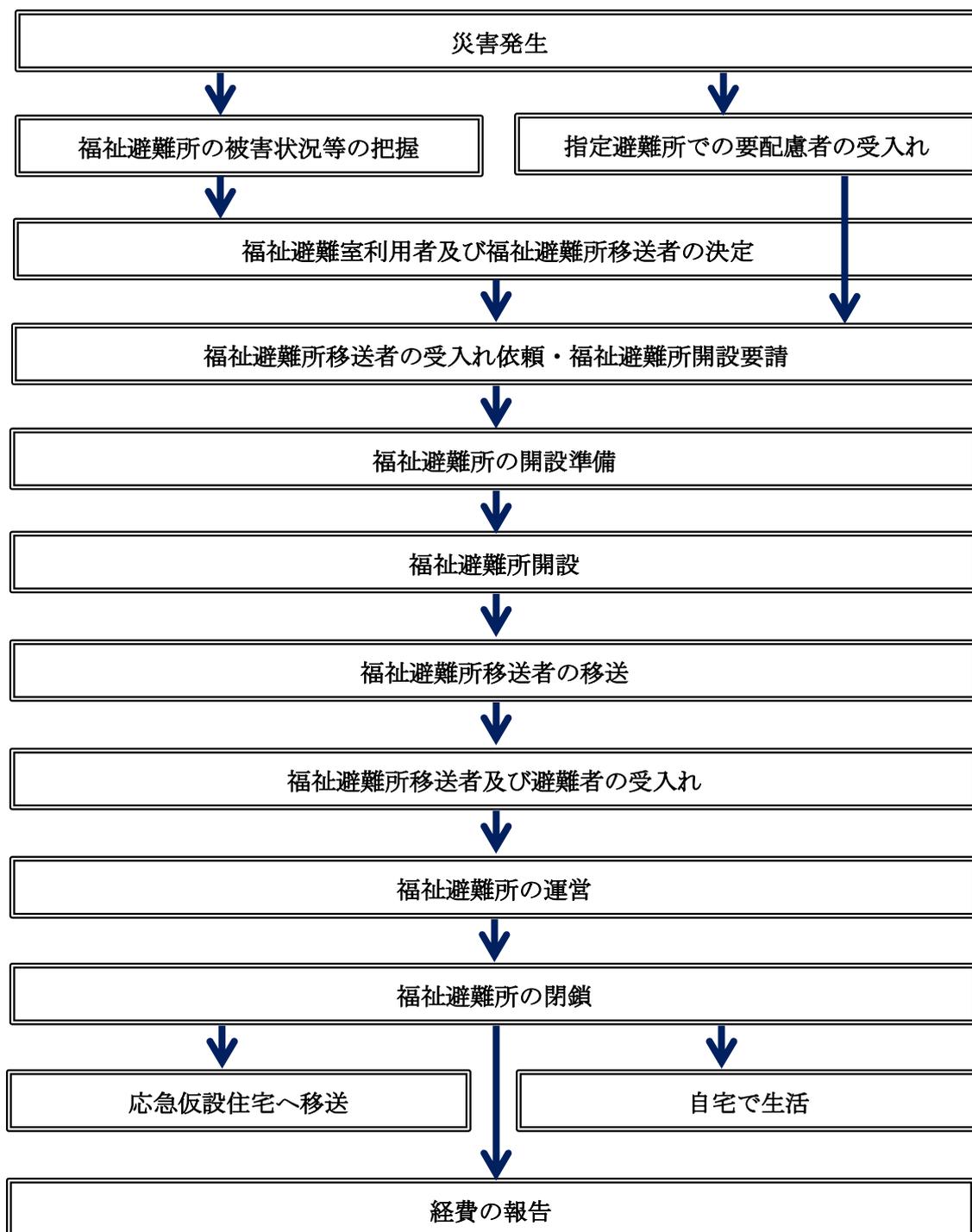
7 費用負担

福祉避難所の設置及び運営にあたり、施設側が要した対象経費については、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、福祉避難所の閉鎖後に市が負担する。

(実績に基づき、後日精算を行う。)【様式 21】

第2章 災害時における取組み

1 開設フロー図



2 開設までの流れ

- (1) 福祉避難所の被害状況等の把握 <<実施主体：要配慮者支援班、福祉避難所指定施設>>
 発災後、市が施設等の被害状況確認等を行うため、福祉避難所指定施設は速やかに被害状況の把握及び人員確保等を行う。【様式1・様式2】
- (2) 福祉避難所移送対象者の決定 <<実施主体：指定避難所>>
 指定避難所へ避難した要配慮者のうち、スクリーニングにより福祉避難所移送対象者を決定する。

■スクリーニング（福祉避難所移送対象者の決定）判断基準

区 分	判 断 基 準		避難・搬送先例
	概 要	実 例	
治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要な方 ・発熱、下痢、嘔吐をしている方 	酸素吸入、吸引、透析	病院
日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、移動が一人でできない方 	胃ろう、寝たきり	福祉避難所
日常生活に一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、移動に一部介助があればできる方 ・産前・産後・授乳中の方 ・医療処置を行えない方 	半身麻痺、下肢切断、発達障害、知的障害、視覚障害、骨粗しょう症	福祉避難室
自立	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行可能、健康、介助不要、家族の介助がある方 	高齢者、外国人、妊婦	指定避難所（体育館等）

平成28年4月発行「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」内閣府（防災担当）より

- (3) 福祉避難所の開設要請、受け入れ依頼 <<実施主体：災害対策本部、要配慮者支援班>>
 福祉避難所の開設要請の有無は、(1)(2)における福祉避難所の被害状況や指定避難所への要配慮者の避難状況等を踏まえ、災害対策本部が決定する。
 要配慮者支援班は、対象となる福祉避難所に対し、開設及び運営に係る協力要請を行うとともに、福祉避難所への移送対象者への受入れの依頼、連絡先や担当者等を報告する。【様式3・様式4・様式5】

※災害の状況等により、福祉避難所が市と直接、連絡がとれない場合、避難所配置職員（福祉避難所連絡員）を通じて連絡調整を行う。

(4) 開設準備 <<実施主体：福祉避難所指定施設、災害対策本部及び要配慮者支援班>>

- ・福祉避難所指定施設が行うこと

○人員の確保及び体制の構築

24時間体制での施設管理が必要となるため、交代要員も含めた人員の確保及び体制の構築を行う。

○利用者の居住スペース等の確保

利用者の居住スペースや福祉避難所管理のために必要なスペース（当直者の宿泊室、救護室、物資集積場所など）を確保する。

○必要な設備・備品等の供与の準備

開設に必要な設備・備品等で供与できるものについて、利用者が使用可能となるよう準備する。

○入所者への周知

施設入所者がいる場合は、福祉避難所として開設される旨を通知する。

また、一時的に施設に避難している住民等がいる場合は、要配慮者のための避難所として開設される旨を伝え、指定避難所への移動に理解を得るよう努める。

○市への報告

上記の開設準備が整い次第、市へ報告する。

- ・災害対策本部及び要配慮者支援班が行うこと（ただし、可能な範囲で施設が協力する）

○体制の整備

福祉避難所の運営統括を始めとする各種体制の整備を行う。

○必要な物資・人材の調達

備品・仮設設備の借上・購入や食料、寝具、医薬品、消耗品、その他必要な物資を調達する。

開設する福祉避難所によっては、福祉避難所配置職員を派遣し、開設準備業務や開設後の管理運営にあたる。

3 開設及び福祉避難所への移送

(1) 開設の時期 <<実施主体：福祉避難所指定施設>>

福祉避難所指定施設は、居住スペースの確保及び人員の確保等の受入体制が整い次第、福祉避難所を開設し、利用対象となる要配慮者を受け入れる。

(2) 開設の周知 <<実施主体：災害対策本部>>

市は、福祉避難所を開設した場合、開設時期・場所等を指定避難所へ周知する。

(3) 福祉避難所への移送 <<実施主体：福祉避難所指定施設、指定避難所>>

指定避難所から、福祉避難所移送対象者を移送する。移送については原則、本人または家族の責任において行うこととする。ただし、本人または家族による移送が困難な場合は、市の公用車、指定避難所の車両、福祉避難所指定施設など関係機関等の車両で移送を実施する。

- (4) 福祉避難所に直接、避難してきた場合の対応 《実施主体：福祉避難所指定施設》
福祉避難所に避難対象者でない方が直接避難してきた場合は、福祉避難所の役割について説明し、最寄りの指定避難所に移動するよう依頼する。

4 運営

- (1) 要配慮者受入名簿の作成 《実施主体：福祉避難所指定施設》
福祉避難所は、対象者を受け入れた際、指定避難所の登録票を受領し、本人の状況、家族の状況、緊急連絡先などを確認し、要配慮者受入名簿を作成する。【様式6・様式7】
なお、退所する際は、退所届の記入によって避難者数を把握する。【様式20】
※利用者に関する個人情報、外部に漏れることのないよう慎重に管理すること。
- (2) 利用者への対応 《実施主体：福祉避難所指定施設》
福祉避難所及び生活相談員は利用者の心身状況に応じて、生活支援を実施する。また、市及び担当ケアマネジャー等と連携して生活相談等の対応を実施する。
福祉避難所で対応困難な事例が生じた場合は、速やかに市に連絡する。
- (3) 福祉避難所日報等 《実施主体：福祉避難所指定施設》
福祉避難所は、利用者の状況、職員勤務状況、施設が応急的に調達した物資等の状況等について、市に対し報告を行う。【様式8・様式9】
その他、必要に応じて市との連絡調整を行う。【様式2】
- (4) 人材の確保 《実施主体：福祉避難所指定施設、要配慮者支援班、災害対策本部》
市は、福祉避難所の運営状況から判断し、運営スタッフが不足する場合は、必要に応じてボランティアセンターや関係機関に要請して、専門的な人材、ボランティア（要配慮者の介護及び看護補助、生活環境の整備改善、防疫活動、応急物資資機材の輸送配分、情報伝達の支援協力等）を確保し、福祉避難所へ派遣する。福祉避難所は派遣された専門的な人材、ボランティアの受入れを行う。【様式10・様式11・様式12】
- (5) 物資の確保 《実施主体：福祉避難所指定施設、要配慮者支援班、災害対策本部》
福祉避難所は、市に対して必要な物資を要請する。また、物資を応急的に調達した場合は市に報告する。【様式13～19】
- (6) トイレ対応 《実施主体：福祉避難所対象施設、要配慮者支援班、災害対策本部》
福祉避難所のトイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置を市に要請する。仮設トイレ等の汲み取りについては、状況を見て市に要請する。
- (7) 緊急入所等の実施 《実施主体：福祉避難所対象施設、要配慮者支援班、災害対策本部》
市は、福祉避難所での生活が困難となった利用者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。また、症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

5 統廃合及び閉鎖

(1) 統廃合 《実施主体：福祉避難所指定施設、要配慮者支援班、災害対策本部》

市は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつき等が発生した場合、施設管理者と調整の上、逐次福祉避難所の統廃合を進める。

(2) 閉鎖 《実施主体：災害対策本部、要配慮者支援班》

市は、ライフラインの復旧、応急仮設住宅の建設等により、利用者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合、福祉避難所の閉鎖を決定する。

(3) 退所支援等 《実施主体：災害対策本部、要配慮者支援班、福祉避難所指定施設》

統廃合及び閉鎖を決定した場合、市は対象となる要配慮者及びその家族に理解と協力を求めるため、十分に説明する。また、専門ボランティアや応急仮設住宅等について情報提供するなど、福祉避難所退所に向けた支援を実施する。

第3章 平常時における取組み

1 福祉避難所の周知

市は、福祉避難所の役割や指定状況について周知に努めるものとする。

福祉避難所指定施設は、施設利用者及び関係団体等に対し、福祉避難所指定施設であることやその役割、受入れ対象者等について周知に努めるものとする。

2 資機材の確保

市は、災害協定の締結等により、災害発生時速やかに物資等を調達できるよう対策を講じる。

《福祉避難所等で必要となる物資・機材の例》

区分	要配慮者対応物資・機材
食料等	アレルギー対応食、おかゆ（食べやすい形状、とろみをつける薬品）
介護用品	ストーマ用装具、痰吸引器
その他	身体用ウェットタオル、エアーマット、洋式ポータブルトイレ、医療介護用手袋、マスク

※飲料水、紙おむつなどの生活必需品等は備蓄計画による備蓄を行っている。

3 災害対応マニュアル等の整備及び防災訓練の実施

(1) 組織体制の整備

福祉避難所指定施設は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災対応マニュアルや自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア団体等の協力を得て、入居者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

福祉避難所指定施設は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

福祉避難所指定施設は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

福祉避難所指定施設は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせ防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

福祉避難所指定施設は、災害に備え、食料等生活必需品及びマスク、消毒液等の衛生環境対策備蓄、非常用発電機の整備を図るよう努める。

(6) 感染症・熱中症対策

福祉避難所指定施設は、感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、対応策の計画、検討を図るよう努める。

第4章 課題と取り組み

1 人材の確保

(1) 課題

福祉避難所の設置、運営に当っては、福祉避難所指定施設の職員だけでは人的対応が困難であり、福祉関係事業者からの介護職員等の応援スタッフやボランティア、町内会等の地域住民の協力が不可欠である。

(2) 取り組み

①福祉関係事業者等の協力体制構築

福祉関係事業者からのスタッフ派遣等は、各事業者それぞれのBCPとの調整を図らなくてはならず、事業者の理解と協力を得ながら体制の整備を図っていく。

②ボランティアの確保

医療、福祉の分野について、専門ボランティアの登録制度を設けるなどその確保に務め、継続的な育成に努める。

一般ボランティアが福祉避難所で活動しやすい受入れ体制についても整備に努める。

③地域との連携

福祉避難所となる施設周辺の町内会等については、災害時に人的な応援や協力が得られるよう、可能な限り地域の実情に応じた協力関係の構築に努める。

④広域的な連携

人材の確保にあたっては、災害時に確実に応援を得られる体制を構築するため、被災していない離れた地域からの応援体制を構築するよう、広域的な連携方法について検討する。

2 特別養護老人ホームにおける緊急入所との関係

(1) 課題

特別養護老人ホームは、災害、事件、事故等により緊急に入所が必要な場合に、支援が必要な高齢者等を入所させることができる（緊急入所）。

福祉避難所への要配慮者の受入れと、特別養護老人ホームにおける緊急入所による受入れについて、その関係を整理する必要がある。

(2) 取り組み

特別養護老人ホームが福祉避難所として開設した際、災害救助法に基づき受入れをした要配慮者と緊急入所として受入れをした方との間で、介護体制、経費負担の面で公平性が保てない。

	災害救助法に基づく避難受入れ	緊急入所に基づく受入れ
根拠法令	災害救助法	介護保険法
介護体制	家族、ボランティアによる介護	介護保険法に基づく介護サービス
経費負担	災害救助法に基づく国負担	介護保険法に基づく本人負担、市負担

よって、福祉避難所の開設が決定した特別養護老人ホームにおいては、災害発生当初、緊急入所を行わず、災害救助法に基づく要配慮者の受入れを行い、福祉避難所対応が落ち着いた後、継続して入所が必要な方については、受入れ先を確保した段階で緊急入所に切り替えていく等の検討を進める。

3 福祉避難所閉鎖に向けての対応

(1) 課題

閉鎖にあたり、自宅を失った要配慮者や、継続的に介護サービス等の支援を必要とする高齢者が、生活できる場所を確保する必要がある。

(2) 取り組み

復興計画と併せて、市が西尾市社会福祉協議会と協力し、広域的なネットワークにより、受け入れ場所を確保する方策について検討する必要がある。

4 福祉避難所に直接避難してきた人への対応

(1) 課題

小規模な福祉避難所では、災害時に直接避難してきた人が、一時的に待機するスペースの確保が困難である。

(2) 取り組み

福祉避難所についての周知に務め、市民への理解を図る。

また、直接福祉避難所へ避難してきた人を円滑に指定避難所へ案内できるよう、各福祉避難所においても、開設訓練を通じ対応を検討する必要がある。【様式 22】

資料編

資料1 福祉避難所

番号	法人名	施設名	住所	種別
1	医療法人 田中会	介護老人保健施設いずみ	和泉町1-8	高齢者
2	医療法人 仁医会	にしお老人保健施設 彩り	江原町西柄12	高齢者
3	社会福祉法人 秀麗会	介護老人保健施設やまお	徳次町明大寺144-5	高齢者
4		特別養護老人ホームとくつぎ	徳次町明大寺61番地2	高齢者
5		デイサービスとくつぎ	徳次町明大寺61番地2	高齢者
6	医療法人 米津会	米津老人保健施設	桜町4丁目31	高齢者
7	社会福祉法人せんねん村	せんねん村矢曾根	矢曾根町蓮雲寺29-1	高齢者
8		せんねん村矢曾根ショートステイはなれ	矢曾根町蓮雲寺52-1	高齢者
9		せんねん村 矢曾根の家	矢曾根町蓮雲寺55-1	高齢者
10		せんねん村グループホーム矢曾根せりょう・まんりょう	矢曾根町蓮雲寺74	高齢者
11		せんねん村グループホームとみやま	富山二丁目2-8	高齢者
12		せんねん村デイサービスとみやま	富山二丁目2-12	高齢者
13		特別養護老人ホーム せんねん村	平口町大溝77	高齢者
14		デイサービスせんねん村		高齢者
15	せんねん村グループホームきら	吉良町吉田山中6-1	高齢者	
16	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷120	高齢者
17	社会福祉法人 誠正会	特別養護老人ホーム いちご	市子町稲荷122	高齢者
18	社会福祉法人 歩々の会	障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝75	障害者
19	社会福祉法人 くるみ会	Link	丁田町落33-7	障害者
20		ながなわ	長縄町西落42	障害者
21		のみみや	野々宮町下宮東11-6	障害者
22		多機能型事業所にしお	家武町深篠96	障害者
23		里山の家	家武町深篠115-1	障害者
24		いっしき	一色町池田埋田17	障害者
25	社会福祉法人エール西尾	特別養護老人ホーム三和の里	西浅井町山之腰90	高齢者
26		小規模多機能ホーム三和の里		高齢者
27		小規模多機能ホームえわらの里	江原町屋敷38	高齢者
28		デイサービスえわらの里	江原町屋敷38	高齢者
29	特定非営利活動法人 ふれあいサポート	小規模多機能型居宅介護ふれあいの家	駒場町東山39-1	高齢者
30		グループホームこまんば		高齢者
31	有限会社 福寿会	まごころデイセンター	米津町家下1-4	高齢者
32	医療法人 社団福祉会	介護老人保健施設高須ケアガーデン	一色町赤羽上郷中120	高齢者
33		高須デイサービスセンター	一色町赤羽北荒子18	高齢者
34		サンライズ高須	一色町赤羽北荒子20-1	高齢者
35	医療法人 深見十全会	介護老人保健施設らくらく一色	一色町松木島丸山54	高齢者
36	社会福祉法人 幡豆福祉会	特別養護老人ホームレジデンス宮崎	吉良町宮崎丸山14-1	高齢者
37		特別養護老人ホームレジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原15	高齢者
38		小規模多機能型居宅介護レジデンス寺嶋		高齢者
39		友国作業所	吉良町友国新田4-2	障害者
40		特別養護老人ホームしはとの郷	鳥羽町迎49-2	高齢者
41	愛知県	県立にしお特別支援学校	須脇町高河原86	障害者
42	西尾市	市立看護専門学校	戸ヶ崎町広美109-1	-

17 法人、42 施設（看護専門学校含む）

（令和7年1月現在）

資料2 要配慮者の特徴と配慮事項

1 身体障害のある人

(1) 肢体不自由の人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・上肢や下肢の機能に障害がある人、座ったり立ったりする姿勢を保持することが困難な人、脳性麻痺の人、身体に麻痺のある人など症状も様々で、細かい作業が困難な人、立位歩行が困難な人もいます。・下肢機能に障害があり、段差や傾斜など一人で移動するのが困難な人や、脊髄の損傷により、感覚がなくなり体温調節が困難な人、脳性麻痺により、発語の障害のほか顔や手足が自分の意思とは関係なく動いてしまう人もいます。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・車いすにも手動式と電動式のもの、自分で操作できる人と介護がなければ車いすを動かさない人がいるので、どのような支援が必要か確認してから行動しましょう。・車いすに必要なスペースを確保しましょう。通路：90cm（居室に面した通路の幅員は最低180cm）また、車いすが回転するためには、直径150cmが必要です。・介助犬を使用する人もいますので一緒に生活できるように配慮しましょう。・和式トイレが利用できない人等もいるので、トイレに支障がないか確認しましょう。

(2) 内部障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能など内臓機能や免疫機能に障害のある人で、ペースメーカーや酸素ボンベ、人工呼吸器、ストーマ装具を使用している人や、人工透析が定期的に必要な人がいます。・外見からは障害があることがわかりにくいいため、周囲に理解を得られなく困っている人もいます。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・医療行為を受ける必要がある人には申し出てもらい、行政や医療機関と連絡をとり、通院、入院のできる病院等の確認と移送手段の確保をしましょう。・カーテンや衝立などを利用して器具の消毒などができるスペースを確保しましょう。・体の状態により、水、タンパク質、塩分などの制限が必要な人もいますので、本人や介護者によく確認しましょう。・オストミーを持つ人はパウチなどを洗浄しなければなりません。オストメイトの人はトイレの使用に配慮が必要です。

(3) 視覚に障害がある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・光をまったく感じない人もいますが、見える範囲が部分的な人、見え方がぼやける人、光がまぶしい、あるいは暗いところで見えにくいなど、視力のほか、視野狭窄、色覚、光覚等に障害のある人もいます。・視覚から情報を得ることが困難なため、音声（聴覚）や手で触れること（触覚）などにより情報を入手します。日常、活動している場所でも状況が変化した場合や、初めて訪れる場所などでは、情報を得ることが難しく、その場に応じた行動が困難なことから、周囲の支援が必要になります。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・情報から取り残されることがないように、掲示板だけでなく、放送等の呼びかけにより、本人から視覚に障害があることを自主的に申し出てもらいましょう。・視覚に障害のある人は、情報のバリア（掲示方法では伝わらない）、移動のバリア（単独行動は極めて難しい）、コミュニケーションのバリア（近くにどのような人がいるかわからない）があることを理解しましょう。・視覚の障害の程度（弱視、全盲など）や情報取得方法（点字、音声、拡大文字等）を確認したうえで、その場で可能な方法で支援をしましょう。・最初に避難場所の中を案内し、トイレや水のみ場等の位置を知らせましょう。・視覚に障害のある人がいることを周囲に認識してもらい、支援への協力を呼びかけましょう。・最新の情報を放送や個別に伝えるなど情報の共有を図りましょう。・移動距離が極力短くなるよう、トイレ、壁際、入口近くで通行しやすい場所などに避難スペースを設けるとともに、衛生・安全・プライバシーへの配慮をしましょう。・通行の邪魔にならないよう通路に物を置かないようにしましょう。・極力、段差の解消に努めましょう。・盲導犬を使用する人もいますので一緒に生活できるように配慮しましょう。・盲導犬に触ったり気を引いたりしないようにしましょう。・視覚障害者がSOSを発するときのルール（たとえば白い杖を高く揚げるなど）を決めておきましょう。

(4) 聴覚等に障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・まったく聞こえない人と聞こえにくい人がいます。補聴器を使用して効果のある人とない人、また、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人がいますが、外見からは障害のあることがわかりにくいいため、話しかけても返事をしないなどの誤解をうけることがあります。・音声による情報が伝わりにくいいため、手話や文字、図などの視覚による情報をコミュニケーションの手段としています。生まれた時から障害のある人は、教育環境などにより文書の理解を苦手とする人もいます。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかけて本人から自主的に申し出てもらいましょう。・「音声」による情報だけではなく、掲示板などを用意して文字に書いて伝え、情報を正しく伝えましょう。・地域に手話通訳や要約筆記の技能を持った人がいる場合には、協力体制を整えておきましょう。・聴導犬を使用する人もいますので一緒に生活できるように配慮しましょう。・聴導犬に触れたり気を引いたりしないようにしましょう。・避難所に必要な物は、ホワイトボード、アイドラゴン、テレビ、掲示板、磁器ループ、インターネット接続されたパソコン、コピー、ファックス、プロジェクター、スクリーン、OHP、筆談ボード、情報受信機器（シルウォッチ）などです。

(5) 盲ろう者

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ人で、外界からの情報を得るのが非常に困難です。・また、障害のレベルも、全盲でまったく聞こえない人や、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など個別性が高く、触手話、点字、指点字、手書き文字等、個々のニーズにあわせた情報提供や支援が必要になります。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・盲ろうの人は、個人ごとにコミュニケーション方法が大きく異なりますので、避難所で生活するために必要な情報を提供する際は、確実に本人に伝わっているか、常に配慮しましょう。

2 知的障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・発達時期において知的機能に障害が生じたため、日常生活やコミュニケーションが困難な状況になり支援を必要とします。複雑な話や抽象的な話に対しての理解や判断、自分の意見を言う事が苦手で、ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したりする人もいます。・また、急激な環境の変化に順応することも難しく、動揺や混乱をしてしまいがちです。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・難しい言葉を使わず、ゆっくりと、ていねいに、分かりやすい表現で繰り返し伝えましょう。できれば、静かな場所が適当です。・紙に、短い文字や絵を書いて、簡潔に要点をまとめて情報を伝えましょう。・一度に多くのことを覚えるのが苦手な場合がありますので、大事なことは紙に書いて渡しましょう。・精神的に不安定な場合は、周囲に危険物がないかなど確認し、無理に押さえつけたり、叱りつけたりせず、落ち着くまで待ちましょう。可能であれば、一人になれる場所に連れて行きましょう。・音に敏感な人もいますので、大声で注意したり、強く叱ったりしないようにしましょう。より不安定になります。・興味を切り替えるような物（例えば、飲み物、食べ物、ゲーム）などを勧めてみましょう。

3 発達障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）等を有する人です。脳の情報処理機能に障害を持つため、物の感じ方や考え方、表現の仕方が異なっています。そのため、周囲の人とうまくコミュニケーションをとることが苦手です。このような障害は、外見上とても分かりにくいいため、周囲から理解を得られにくいことが課題となっています。・具体的には、相手の表情や態度、その場の雰囲気を読み取ることが苦手です。関心や興味の範囲が狭くこだわりがあるため、周囲にうまくなじめない人もいます。遠回しな言い方や曖昧な表現が理解できなかったり、順序立てて話ができなかったり、思い込みが激しかったり、感情コントロールが苦手な人もいます。急な環境の変化に順応して臨機応変に対応することが困難で、混乱しパニックを起こしてしまう人もいます。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・発達障害のある人への対応にはコツが必要ですので、ご家族などが近くにいる場合は、必ずかわり方を確認しましょう。・体調や怪我について、本人自身が気づいていない場合がありますので、健康状態について、丁寧な観察をしましょう。・「もうしばらく」などの抽象的な言葉ではなく、「あと3分ほど」など、具体的な表現にしてみましょう。・できれば、座布団や椅子などで居場所を設定したりパーテーション（間仕切り）を設置するなど配慮をしましょう。・こだわりにより、洋式トイレしか使えない人がいるので用意をしましょう。・感覚過敏のため、特定の食べ物しか食べられない人がいますので、食べ物に配慮しましょう。・順番を守れない人がいますので、物資は個別に配布しましょう。・精神的に不安定な場合は、周囲に危険物がないかなど確認し、無理に押さえつけたり、叱りつけたりせず、落ち着くまで待ちましょう。・音に過敏な人もいますので、大声で注意したりしないようにしましょう。

4 精神障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・精神的、心理的及び行動上の機能障害により、日常生活や社会生活に不安を抱え、対人関係を苦手とします。・適切な治療や服薬、周囲の理解により、支障なく生活できますが、日常生活の変化や対人関係等のストレスの負荷が増大すると、思考や感性のコントロールが混乱することがあります。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・周囲に障害を知られたくない場合もあるので、日頃から服用している薬があれば、他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫しましょう。・薬があと何日分残っているか、服薬が継続できるかなどを確認しましょう。・質問攻めにせず、落ち着くまで話を聞き、見守りましょう。・睡眠が十分とれるよう配慮しましょう。・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、ひとつのことを簡潔に伝えるようにしましょう。・強い不安や症状悪化が見られる場合は、かかりつけ医（かかりつけ医の機能が失われている場合は、精神科医が含まれる心のケアチーム）に連絡し、指示を受けましょう。

5 高齢者

(1) 要介護認定を受けている人

特 徴	・何らかの介護を必要とする状態にあるため、支援が必要です。中でも、認知症の人や重度認定者の人には、特に配慮が必要です。
-----	---

(2) 高齢者だけで暮らしている世帯の人

特 徴	・体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合があるため、状況に応じた支援が必要です。
避難所における配慮事項	(要介護認定を受けている人も含む) ・高齢者には優先的に食事の手配をしてください。食べ物がのどにつかえたり、気管に入ったりしやすいので、食事の介助をする時には、相手のペースに合わせましょう。 ・固いものや冷たいものはなるべく別途調理しましょう。また、脱水症状に陥りやすいので、水分を十分に補給するよう心掛けましょう。 ・高齢者になると排尿の頻度が増します。トイレに近い場所に高齢者の避難スペースを設けるなどの配慮をしましょう。 ・オムツを使用している高齢者の中には、オムツ交換を遠慮し、水や食べ物を控える人もいます。衝立てをたてるなどプライバシーに配慮した、オムツ交換ができる工夫をしてください。状況に合わせて紙オムツ、ポータブルトイレなどを確保しましょう。 ・長引く避難生活では、入浴支援が必要となります。入浴が無理であってもオムツを使っている人や寝たきりの高齢者は、身体を拭いて清潔にしておく必要があります。濡れたティッシュを使ったり、お湯を工面したりするなど、工夫して対処してください。また、床ずれを防ぐために体位の交換を行うとともに寝具にも配慮しましょう。

6 妊産婦

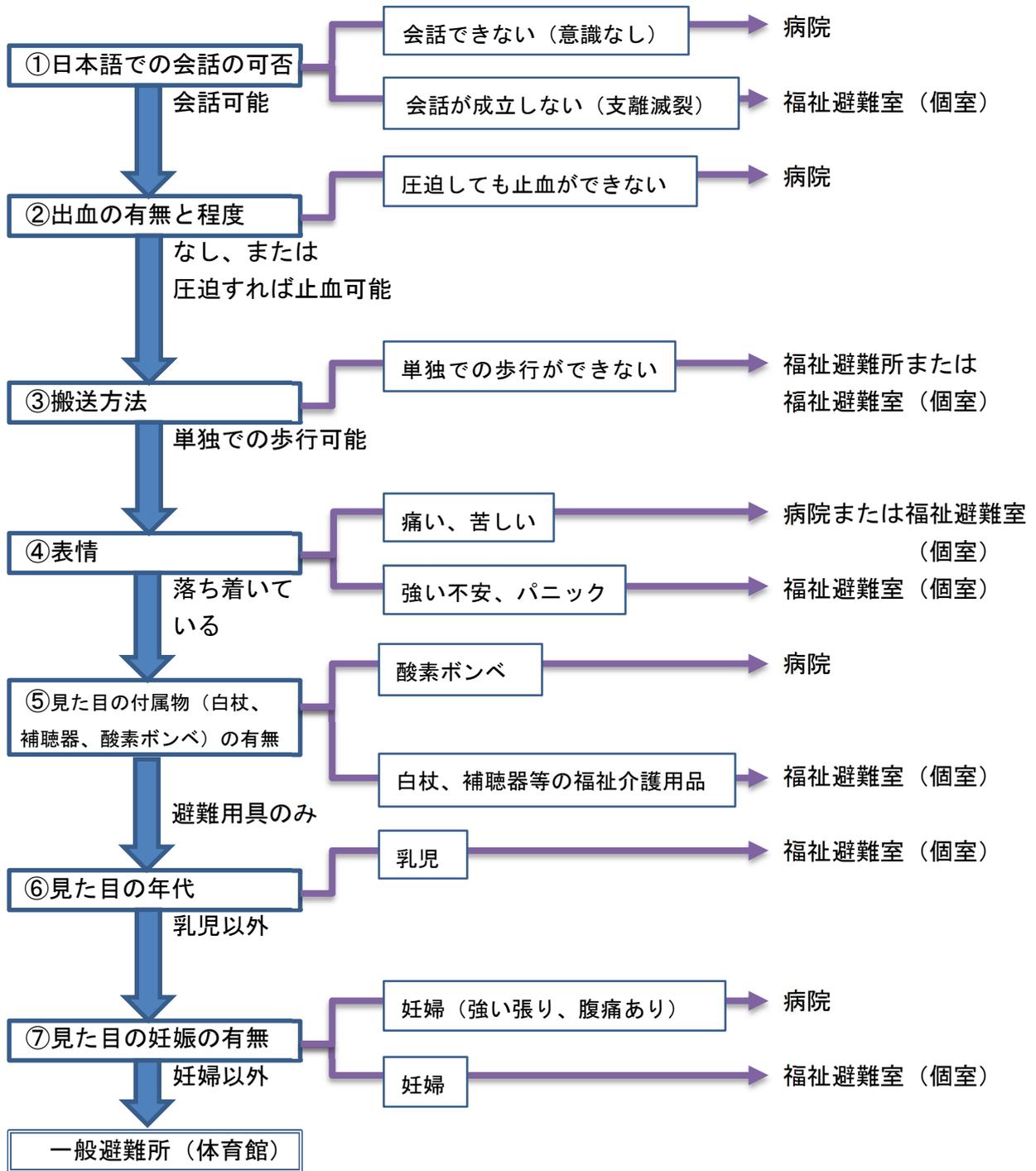
特 徴	<ul style="list-style-type: none">・妊娠中や出産直後の人は、自力で行動はできますが、行動の能力が低下しているため支援が必要です。環境の変化による心理的動揺を受けやすいです。・また、病気に対する抵抗力が弱く、大勢の人が生活する避難場所では衛生上問題の起こることがあります。妊娠中の人は、身体の冷えや風邪・インフルエンザなどにかかると胎児に悪影響を与えることがあります。
-----	---

7 乳幼児・子ども

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・大人に比べて、災害や突然の生活環境の変化などによるストレスを十分受け止めることができません。自分で行動する能力がなく、判断ができないため支援が必要となります。
避難所における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・出産や育児に対する不安に加え、避難生活に対する大きなストレスが加わることを理解し、周囲の皆で配慮してあげることが必要です。・身体が冷えないよう、避難場所での居室環境に工夫をしてください。また、周囲に気がねなく授乳やオムツ交換ができる場所の確保も必要です。・避難場所に乳幼児や子どもがいる場合には、紙オムツ、粉ミルクや粉ミルク用のお湯など、子ども用の医療品などを調達することが必要です。・早めに母子の健康をチェックしてもらえよう、専門家に相談することが必要です。・おもちゃを用意したり、遊び場を設けたりするなどして、乳幼児や子どもたちのストレスを和らげる工夫をしましょう。・避難場所での生活は不規則になりがちですが、子どもたちの不安定な気持ちを解消させるには、一日も早く規則正しい生活リズムを取り戻すことが重要です。また、子どもにもできる手伝いをさせる機会を与えることも、大きな心のケアの一つです。また、妊婦には腹圧のかかる仕事などは控えるよう配慮することが必要です。

資料3 スクリーニング指標例

(参考) スクリーニング・福祉避難室、福祉避難所、病院への判断する指標の例
 (内閣府福祉避難所の確保・運営ガイドラインより転記)



①から⑦に一つでも横向きの矢印(→)に該当する者がある

